

# 東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給補助金

栗原市では、東日本大震災で被害を受けた中小企業者への支援策として、事業を再建するために融資を受けた災害資金の利子の一部を助成します。

## ◎対象者（ご利用いただける方）

- ・栗原市に本社又は主たる事業所を有し、災害融資を受けた中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者です）

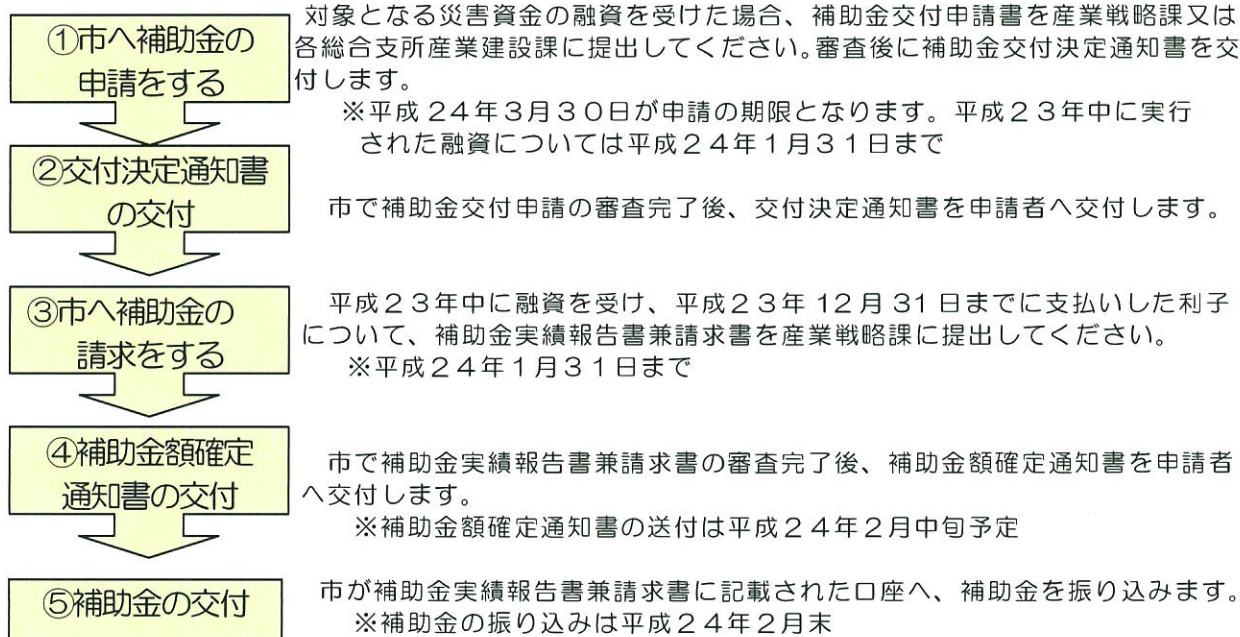
## ◎利子助成の対象となる資金（対象となる資金が拡大されました）

- ・宮城県
  - 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金
- ・(株)日本政策金融公庫
  - 災害復旧貸付及び東日本大震災復興特別貸付
  - 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資（震災対応特枠））
- ・商工組合中央金庫
  - 災害復旧資金及び東日本大震災復興特別貸付（危機対応業務（損害担保付貸出））

## ◎利子助成の内容

- ・利子助成交付額 **融資後1年間は金融機関に支払った利子の全額。**  
その後4年間は金融機関に支払った利子の2分の1（1.05%上限）の額  
※国の特別措置による補給額、県の利子補給額を除く
- ・利子助成対象融資限度額 3,000万円
- ・利子助成期間 資金の借入れした日から5年間  
※県の資金については2年間（4年目・5年目）
- ・利子助成申込期限 平成24年3月30日まで

## ◎手続きの流れ



**東日本大震災中小企業災害復旧融資利子補給補助金利子助成の対象となる資金について**

1. (1) 宮城県 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）

限度額 1,000万円  
 利率 年1.0%以内  
 取扱期間 平成23年9月9日まで

担保・保証人 取扱金融機関及び県信用保証協会所定  
 信用保証料 ①罹災（被災）証明書の交付を受けた場合 年0.50%  
 ②セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70%  
 ③知事等の認定を受けた場合 年0.45%～1.59%  
 取扱金融機関 七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、一関信用金庫、等の県内各支店

(2) 宮城県 中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金

限度額 8,000万円  
 利率 年1.5%以内  
 取扱期間 平成24年3月31日まで

担保・保証人 取扱金融機関及び県信用保証協会所定  
 信用保証料 0.5%  
 取扱金融機関 七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、一関信用金庫、等の県内各支店

◎ 宮城県の資金

補助期間	貸付金利	宮城県・栗原市の助成 利子助成対象融資限度額 3,000万円	中小企業者負担
3年間	各資金の 利率	宮城県の利子補給 金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後2年間		栗原市の利子補給 金融機関に支払った利子の2分の1 (1.05%上限)	金融機関に支払った利子の2分の1 (1.05%を超えた分)

2. (1) ㈱日本政策金融公庫（国民生活事業 災害復旧貸付及び東日本大震災復興特別貸付）

限度額 6,000万円  
 利率 年2.15%（※5年以内の場合、変動金利、融資期間ごとに利率の定めあり 平成23年11月10日現在）  
 国の特別措置による利子補給制度有  
 (△0.9%～△1.4%)  
 取扱期間 平成24年3月31日まで

(2) ㈱日本政策金融公庫（国民生活事業 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資（震災対応特枠））

限度額 1,000万円  
 利率 年1.85%（変動金利、平成23年11月10日現在）  
 国の特別措置による利子補給制度有  
 (△0.9%)  
 取扱期間 平成24年3月31日まで

3. ㈱日本政策金融公庫（中小企業事業 災害復旧貸付及び東日本大震災復興特別貸付）

限度額 30,000万円  
 利率 年1.65%（※5年以内の場合、変動金利、融資期間ごとに利率の定めあり 平成23年11月10日現在）  
 国の特別措置による利子補給制度有  
 (△0.9%～△1.4%)  
 取扱期間 平成24年3月31日まで

4. ㈱商工組合中央金庫 災害復旧資金及び東日本大震災復興特別貸付（危機対応業務（損害担保付貸出）に限る）

限度額 相談に応じて  
 利率 年1.65%（※5年以内の場合、融資期間ごとに利率の定めあり 平成23年10月13日現在）  
 国の特別措置による利子補給制度有  
 (△0.9%～△1.4%)  
 取扱期間 平成24年3月31日まで

◎ 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の資金

補助期間	貸付金利	栗原市助成 利子助成対象融資限度額 3,000万円	中小企業者負担
1年間	各資金の 利率	金融機関へ支払った利子の全額	負担無し
その後4年間		金融機関に支払った利子の2分の1 (1.05%上限)	金融機関に支払った利子の2分の1 (1.05%を超えた分)

※ 対象資金のうち、東日本大震災前に受けた融資の借換分については対象となりません。

【問い合わせ】 栗原市 産業経済部 産業戦略課 商工振興係 電話0228-22-1220

内線466、465

宮城県経済商工観光部商工経営支援課 TEL 022-211-2744

日本政策金融公庫国民生活事業 仙台支店 TEL 022-222-5173 一関支店 TEL 0191-23-4157

日本政策金融公庫中小企業事業 仙台支店 TEL 022-223-8141

商工組合中央金庫 仙台支店 TEL 022-225-7411